

申 入 書

(田畑の財物損害の賠償基準の公表について)

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己 殿

平成26年2月27日

東日本大震災による原発事故被災者支援弁護団 (原発被災者弁護団)
団 長 弁 護 士 丸 山 輝 久
(連絡先) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-8-16第2升本ビル5階
TEL 03-3502-8507/FAX 03-3502-8555
事務局次長 弁 護 士 秋 山 直 人

〔申し入れの趣旨〕

田畑の財物損害の賠償について、賠償の具体的基準を公表するよう申し入れます。

〔申し入れの理由〕

- 1 貴社は、平成25年11月29日付けプレスリリース「田畑に係る財物賠償に関するご請求手続きの開始について」において、避難指示区域内の田畑に係る財物損害の賠償手続（いわゆる直接請求）を開始することを公表しました。
- 2 かかる直接請求では、概要、次のような方法によって田畑の時価相当額を算定するとしています。
 - (1) 一般の田畑（農地転用許可を受けていない田畑）
（社）福島県不動産鑑定士協会に依頼し、
 - ①「状況類似地区」の設定
 - ②状況類似地区ごとの「基準地」の設定
 - ③基準地の「単価」の設定を行って田畑の単価を算定し、単価に対象地の面積を乗じる。
 - (2) 一般の田畑のうち用途地域内に存在する田畑
（社）福島県不動産鑑定士協会が設定した「状況類似地区区分」ごとの「標準宅地単価」に、宅地価格に対する価値割合を乗じ、更に対象地

の面積を乗じる。

(3) 介在田畑（農地転用許可を受けている田畑）

社）福島県不動産鑑定士協会の比準評価による評価単価から宅地造成費相当額（300円/㎡）を控除した金額を単価とし、単価に対象地の面積を乗じる。

- 2 しかし、貴社は、上記の算定方法を公表するのみで、賠償基準の具体的内容については公表することなく、被害者からの直接請求の手續において個別に対象土地の単価を開示するにとどまっています。
- 3 このまま賠償基準が公表されない状態が続けば、賠償基準の相当性について被害者側で検証することが著しく困難になります。被害の実態に即した公正な賠償基準だというのであれば、公表を拒む理由はないはずであり、貴社が具体的な賠償基準を公表しないのは、社会的な批判を避けようという意図と見られてもやむを得ないと言えます。
- 4 また、具体的な賠償基準が公表されなければ、被害者は、直接請求の手續を取らない限り、自己が所有する田畑についての具体的な東京電力の賠償基準すら認識することができません。これでは、被害者が原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介手續の申立てをするのも困難になり、被害者は直接請求の手續を事実上強制されることとなります。
- 5 よって、当弁護士団は、貴社に対し、田畑の財物損害の賠償の具体的基準を公表するよう申し入れます。

具体的には、前記の(1)一般の田畑（農地転用許可を受けていない田畑）、(2)一般の田畑のうち用途地域内に存在する田畑、(3)介在田畑（農地転用許可を受けている田畑）の各類型について、避難指示区域内に田畑を有している被害者が、直接請求の手續を行わなくとも、自己が所有する田畑についての貴社基準による「時価相当額」を計算できるだけの情報を公表するように求めます。

例えば、前記(1)の類型については、「状況類似地区」の設定状況を示すマップ、各「状況類似地区」ごとの「基準地」の具体的な情報、「基準地」の単価等の公表が必要ですし、前記(2)の類型については、「状況類似地区」の設定状況を示すマップ、各「状況類似地区」ごとの標準宅地単価等の公表が必要です。

- 6 本書到達後2週間以内に、前記連絡先宛に、かかる基準公表についての貴社の見解を書面にてご送付ください。

以上